

【ご案内】米国の上場パートナーシップ:Publicly Traded Partnerships(PTP)の取扱いについて

■事態概要

2023年1月1日より、Master Limited Partnerships(MLP)を含む Publicly Traded Partnerships(PTP)からの支払や所得に対する米国の源泉徴収および報告の範囲に、非米国投資家が保有するPTP持ち分の譲渡(売却、交換、その他処分)に対する源泉税、および報告が新たに追加されましたので、SuMiTAM運用合同口でのPTP取扱い方針について以下の通りご案内致します。

■SuMiTAM運用合同口の保有状況

2023年9月末時点で、外国株式と外国債券の合同口においてはPTPの組入れはありません。グローバルREITパッシブ合同口である年投(外)L06(S&P先進国REITインデックス連動型/為替ヘッジなし)においてはPTPに該当する以下の銘柄を保有していますが、いずれも源泉徴収の対象外となります。(源泉徴収対象外のケースについては右表「源泉徴収対象外」の欄をご参照下さい。)

銘柄名	ISINコード
GRANITE REAL ESTATE INVESTME	CA3874371147
REGIONAL REIT LTD	GG00BYV2ZQ34
MANULIFE US REAL ESTATE INV	SG1CI1000004
KEPPEL PACIFIC OAK US REIT	SG1EA1000007
DIGITAL CORE REIT MANAGEMENT	SGXC50067435
PRIME US REIT	SGXC75818630

■今後のPTP取扱い方針

SuMiTAM運用合同口ファンドでは、課税取扱いのPTPへの投資がファンド利益に資しないと判断し、原則非保有とする方針です。なお、ベンチマーク銘柄に課税取扱いPTPが含まれる場合、同合同口ファンドにおいて非保有とすることに伴い、同合同口ファンドを完全法から準完全法に移行する可能性があります。ご投資いただいているお客さまにつきましては、改めてご案内いたします。

■(ご参考)PTPIについて

Publicly Traded Partnerships(PTP)は、米国の事業形態の一種であり、法人の所得に対する課税が無く出資者に対する総合課税となる「パートナーシップ」の事業形態のうち、取引所に上場しているものを指します。

■(ご参考)2023年1月1日以降のPTPへの課税内容

項目	内容
源泉徴収責任者	売り手のブローカーやカストディアン
源泉徴収のタイミング	PTP持分の移転時。この持分の移転には分配を含むが、対象となる分配がQualified Notice(QN)にて開示される。
源泉徴収対象および税率	・売却代金の10% ・累積純利益に超過額があった場合の分配金に対して10%
源泉徴収対象外	QNにて以下が開示される場合 ①PTPを売却したと仮定した際の米国事業に関する所得が全体の利益の10%未満ないしゼロとなるもの ②パートナーシップが米国事業に従事しない場合

※Qualified Notice(QN):パートナーシップから生じる、米国事業に関連する所得や損益に係る分配金に関して、PTPから発行される通知。PTPのウェブサイトに掲載され、PTP持ち分を保有する名義人に通知される